

\*ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成25年度

## 行政監査結果報告書

外国人への情報提供について

平成25年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成25年5月22日までは小松政子前監査委員が、同月23日からは赤羽つや子監査委員が関与した。

平成25年9月13日

新宿区監査委員	山 岸	美佐子
同	猿 橋	敏 雄
同	岩 田	一 喜
同	赤 羽	つや子

# 目 次

## I 監査の概要

第1 監査のテーマ	1
第2 監査の趣旨	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の対象部局	1
第5 監査の期間	1
第6 監査の方法	1
第7 監査の着眼点	1

## II 平成20年度行政監査における改善要望事項・区長が講じた措置

・外国人への情報提供ガイドライン	3
------------------	---

## III 事業の概要

第1 区における外国人の現況	9
第2 外国人への情報提供の現況	9

## IV 監査の結果

第1 総括意見	13
第2 着眼点別意見	13

V おわりに	17
--------	----

## 資 料

別表 1	監査委員による質問実施状況	19
別表 2	分野別情報提供一覧	20
参考 (1)	1 人口の推移	24
参考 (2)	2 国籍別一覧表	25
参考 (3)	3 在留資格別人口推移	26

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査のテーマ

外国人への情報提供について

## 第2 監査の趣旨

多文化共生のまちづくりを区が推進していくためには、外国人に的確な情報を伝え、区政に対する理解を深め、外国人の参加を得て進めることが重要である。

そのため、区では、施策の内容、事業の案内等の各種情報を提供する手段として、冊子、パンフレット等の多種多様な刊行物やホームページ等を活用して、外国人が求めている情報や外国人に伝えたい情報の提供を行っている。

平成20年度には、「外国人への情報提供について」をテーマとして行政監査を実施し、情報媒体の作成等について意見を述べた。区においては、当該監査の結果を受け、「外国人への情報提供ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、全庁に周知徹底するなどの措置を講じたところである。

これらのことを踏まえ、外国人への情報提供について、現況を把握するとともに、区長が講じた措置により、平成20年度の監査で意見を述べた点が改善されているかを確認することを目的に、当監査を実施した。

## 第3 監査の対象

外国人への情報提供を目的として、平成22年度から24年度までに内部印刷又は外部発注により作成、購入した刊行物及び映像並びにホームページ等

## 第4 監査の対象部局

区長室、総合政策部、総務部、地域文化部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部及び教育委員会事務局

## 第5 監査の期間

平成25年4月4日(木)から平成25年9月3日(火)まで

## 第6 監査の方法

各部局に対して調査票及び関係書類の提出を求めて書面監査を行うとともに、必要に応じ関係職員への質疑及び実地調査により行った。

## 第7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- 1 意見を述べた改善要望事項がガイドラインに反映されているか。
- 2 ガイドラインに沿った運用がされているか。
  - (1) ガイドラインは全庁的に周知徹底されているか。
  - (2) 映像による情報提供は、効果的な媒体を採用し、有効に活用しているか。
  - (3) 多角的な媒体による、相乗効果の発揮できる効果的な情報提供を行っているか。
  - (4) ガイドライン及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、情報の一元化と事後チェックを行う体制は有効に機能しているか。
  - (5) 一元的に情報提供できる場所が設置され、多言語により案内表示されているか。
  - (6) 外国人に提供する印刷物等は一元的管理が行われているか。

## Ⅱ 平成 20 年度行政監査における

改善要望事項・区長が講じた措置

・外国人への情報提供ガイドライン



## Ⅱ 平成 20 年度行政監査における改善要望事項・区長が講じた措置・外国人への情報提供ガイドライン

前回実施した平成 20 年度行政監査（後期）における改善要望事項の要約、これを受けて区長が講じた措置及び区が策定した外国人への情報提供ガイドラインの要約は、次のとおりである。

平成 20 年度 行政監査結果 報告書の改善要望事項 (要約) 平成 21 年 2 月	区長が講じた措置 平成 22 年 4 月 26 日付け 22 新総総総第 330 号	外国人への情報提供 ガイドライン (要約) 平成 22 年 3 月
<p>(1) 外国人向けの刊行物を作成するにあたり、区施設等の名称の外国語表記、提供方法、提供場所等に関する基本的な事項が定められていない。情報媒体の作成を効果的、効率的にするために、外国人への情報提供に関するガイドラインなどの整備について検討をされたい。</p>	<p>外国人への情報提供のあり方について、統一的に取り扱う「外国人への情報提供ガイドライン」を平成 22 年 3 月に作成し、全庁に周知徹底した。</p>	<p>「外国人への情報提供の基本的な考え方」において、以下のとおり定めている。</p> <p>○基本的な考え方</p> <p>新宿区で生活していく上で必要な情報を、「総合的な情報提供」として、区民となる段階での生活に必要な基礎的な情報の提供を行う、自ら選択できるかたちで行う、ホームページ等でいつでもアクセスできるよう行う。</p> <p>「個別の情報提供」として、行政課題やより深いかたちで各情報提供課が行う。</p> <p>○外国語表記</p> <p>使用言語は、日本語ルビ付・英語・中国語・ハングルを基本とする。それぞれの表記方法の詳細については、ガイドラインに記載。</p> <p>区施設・組織名称は、ガイドラインに添付の一覧に定める表記とする。</p> <p>○提供方法</p> <p>提供は、紙媒体・映像媒体・外国語ホームページより行っており、各媒体の活用は情報提供課の判断により効果的に伝わるものを採用する等。</p> <p>○提供場所</p> <p>印刷物等を一元的に取扱う場所として「区役所本庁舎 1 階待合室」と「しんじゅく多文化共生プラザ」を位置付ける等。</p>

平成 20 年度 行政監査結果 報告書の改善要望事項 (要約) 平成 21 年 2 月	区長が講じた措置 平成 22 年 4 月 26 日付け 22 新総総第 330 号	外国人への情報提供 ガイドライン (要約) 平成 22 年 3 月
<p>(2) DVD及びビデオテープによる情報提供が行われているが、貸出しなどの実績が極めて少ないものがある。</p> <p>映像による情報提供をDVDなどで行う際には、活用方法、提供場所等について思慮することはもとより、その費用対効果も十分に検討したうえで作成をされたい。</p>	<p>DVDやビデオテープによる情報媒体の活用にあたっては、作成部数・配布(活用)場所等に留意し、外国人に伝えたい情報が効果的に伝わる媒体を採用する。</p> <p>今後は、関連情報機関のホームページから区の外国語ホームページへのリンクを要請するなど、他の機関・団体との連携を深め、多角的な媒体による、相乗効果の発揮できる情報提供に努める。</p>	<p>○多角的な媒体による情報提供、他の機関・団体との連携</p> <p>①多角的な媒体による情報提供</p> <p>情報提供は、各情報提供課の作成するパンフレット・リーフレット等紙媒体のほか、ビデオ・DVD等の映像媒体、外国語ホームページにより行っている。</p> <p>各種媒体の活用にあたっては、作成部数、配布(活用)場所等に留意しつつ、各情報提供課の判断により、外国人に伝えたい情報が効果的に伝わる媒体を採用することとする。</p> <p>また、ホームページについては、モバイル版での情報提供の有効性について引き続き研究していく。</p> <p>②他の機関・団体等の連携</p> <p>現在は、「生活情報紙」等では、関連機関の外国語で対応できる相談窓口について紹介している。また、外国語ホームページは、在留資格や医療機関等の関連機関のホームページのURLをリンクさせ関連情報の提供に努めている。</p> <p>今後は、関連情報機関のホームページから区の外国語ホームページへのリンクを要請する等、他の機関・団体との連携を深め、多角的な媒体による、相乗効果の発揮できる情報提供に努めていく。</p>

<p>平成 20 年度 行政監査 結果報告書の改善 要望事項（要約） 平成 21 年 2 月</p>	<p>区長が講じた措置 平成 22 年 4 月 26 日付け 22 新総総第 330 号</p>	<p>外国人への情報提供 ガイドライン（要約） 平成 22 年 3 月</p>
<p>(3) 外国人への情報提供について、庁内の状況を把握し、責任を持って調整を行う部署が明確ではない。</p> <p>庁内各部署の情報を一元化し、全庁にわたる調整を行う所管部署を明確にされたい。</p>	<p>文化観光国際課の所管事務として「外国人への情報提供ガイドライン」を作成した。</p> <p>また、「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」を制定し、情報の一元化と事後チェックを行う体制を確立した。</p>	<p>○文化観光国際課（現在は、多文化共生推進課）を事務局とする「外国人への情報提供ガイドライン検討会」で検討し、同課により平成 22 年 3 月、ガイドラインを編集発行した。</p> <p>○外国人への情報提供にあたっての情報提供課等の役割</p> <p>ガイドラインが、実効性ある仕組みとして持続的に機能していくことが必要であり、情報提供課、多文化共生推進課、区政情報課のそれぞれの役割を定めた。</p> <p>【多文化共生推進課の役割】</p> <p>①一般広報として、外国語の広報紙・ホームページを所管する。</p> <p>②ガイドライン及び要綱を所管し、「外国人への情報提供に関する連絡会議」を主催し、ガイドラインの実効性ある仕組みを担保する。</p> <p>③印刷物・ホームページ等を活用し、関連機関との相互連携による情報提供等を行う。</p> <p>④印刷物等を一元的に取り扱う場所とした本庁舎 1 階待合室と多文化共生プラザを管理する。</p> <p>○ガイドライン策定後の運用</p> <p>要綱を制定し、ガイドラインを持続的に実効性あるしくみとして担保していく。</p> <p>【要綱の概要】</p> <p>3 条 外国語等の印刷物等は、ガイドラインに定める表記とする。</p> <p>4 条 外国語等の印刷物を作成したときは、作成報告書により、多文化共生推進課長に報告し、多文化共生推進課長は、台帳を作成する。</p> <p>5 条 課長は、外国語等の印刷物（等）を作成したときは、1 階待合室に置き、多文化共生プラザに送付する。多文化共生推進課</p>

平成 20 年度 行政監査 結果報告書の改善 要望事項（要約）	区長が講じた措置 平成 22 年 4 月 26 日付け 22 新総総総第 330 号	外国人への情報提供 ガイドライン(要約) 平成 22 年 3 月
		<p>長は、待合室の印刷物の整理保存、プラザの印刷物等の管理を行う。</p> <p>6 条 多文化共生推進課長は、台帳の内容について、一覧を作成し、外国語版ホームページに掲載する。</p> <p>7 条 多文化共生推進課長は、外国語等の印刷物等について、ガイドラインに定める表記に適合しているか、定期的に調査を行う。</p> <p>8 条 情報提供を効果的に行い、ガイドラインの持続的な実効性の確保に資するため、外国人への情報提供に関する連絡会議を設置し、会議の庶務は多文化共生推進課が担当する。</p>

平成 20 年度 行政監査 結果報告書の改善 要望事項（要約）	区長が講じた措置 平成 22 年 4 月 26 日付け 22 新総総第 330 号	外国人への情報提供 ガイドライン（要約） 平成 22 年 3 月
<p>(4) 情報の提供場所については、外国人向けの刊行物などのすべてを備え、提供している場所はなく、外国人向けの刊行物と日本人向けの刊行物が混在して提供されている窓口や、所在が来庁者に分かりにくい例があった。</p> <p>提供場所については、外国人向けの各種情報が一度に取得できる場所の確保及びそれぞれの提供場所はわかりやすいところにするなどの注意が必要である。</p> <p>情報の提供場所及び提供場所の表示方法について検討をされたい。</p>	<p>情報の提供場所については、「外国人への情報提供ガイドライン」及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」において、「新宿区役所本庁舎 1 階待合室」及び「しんじゅく多文化共生プラザ」を情報提供場所に位置づけるとともに、多言語による案内表示を行う。</p> <p>また、「外国語等印刷物等台帳」を作成し、文化観光国際課において一元的な印刷物等の管理を図る。</p>	<p>○各種印刷物等の提供場所</p> <p>各種印刷物等を一元的に取り扱う場所として、待合室とプラザを位置付け、多言語の看板を設置する等わかりやすい表示を行う。</p> <p>さらに、外国語の広報紙やホームページ等を通して、積極的にその周知を行う。そして、外国語ホームページには、各種印刷物等の一覧について掲載するとともに、PDF 方式等によりその内容を自ら取得できるようにする。</p> <p>要綱においては、前述のとおり、作成した印刷物等の報告、台帳管理、待合室とプラザでの管理等を規定している。</p>

### Ⅲ 事業の概要

### Ⅲ 事業の概要

#### 第1 区における外国人の現況（P24～26 参照）

外国人に関する登録制度については、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。一定の要件を満たす外国人住民も住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となった。

昭和50年頃までは5,000人台で推移していた区の外国人登録者数は、その後、増加し始め、平成19年には30,000人を超えた。

住民基本台帳法改正後の平成25年1月1日現在の区の外国人の現況については、以下のとおりである。

外国人住民数は、33,574人であり、全人口321,172人に占める割合は1割を超え、10.5%となっている。外国人住民数も人口に占める割合も23区で最も多い。

年齢別人口は、20歳から29歳までが12,401人、30歳から39歳までが7,775人、合計20,176人で全体の60.1%を占めている。

外国人住民の国籍は、119か国にわたっており、国籍別にみると、中国が38.1%、次いで韓国又は朝鮮36.5%、ネパール3.6%である。

また、在留資格別では、留学が27.8%で最も多く、続いて永住者が17.5%、家族滞在が13.3%である。

#### 第2 外国人への情報提供の現況

##### 1 ガイドラインの策定等

平成21年2月の「外国人への情報提供について」をテーマとした行政監査結果を受け、区は、平成22年3月にガイドラインを策定し、外国語等表記、提供方法、提供場所等に関する基本的事項などを定め、外国人に対する情報提供のあり方について統一的に取り扱うこととした。

また、平成22年4月1日から要綱を施行し、ガイドラインを持続的に実効性あるしくみとして担保していくこととした。

## 2 印刷物等の現況

分野別情報提供一覧については、別表2のとおりである。

### (1) 印刷物（P20～23 分野別情報提供一覧 参照）

前回の監査時と比較すると、新たに作成されていたものとしては、「総合的な情報」の分野では、「グラフ新宿区」、「自治基本条例ハンドブック」及び「新宿生活スタートブック」など、「子育て・教育に関する情報」の分野では、子育てに関する総合的な情報を掲載した「新宿はっぴー子育てガイド」など、「その他」の分野では、住民基本台帳法の改正に伴い、周知用のパンフレットのほか、各種申請書や手続き説明のためのチラシが多数あった。

上記以外については、継続的に作成している印刷物の改訂版が多かった。

印刷物については、おおむね各分野において新規又は改訂版が作成されていた。

### (2) 映像媒体（P22 分野別情報提供一覧 参照）

住民基本台帳法の改正について、平成23年度に4言語によるDVDを作成し、区役所本庁舎1階待合室（以下「待合室」という。）及びしんじゅく多文化共生プラザ（以下「プラザ」という。）で放映していた。映像媒体について、新たに作成されたものは、1件であった。

## 3 外国語等ホームページの現況

区の外国語ホームページは、英語版、中国語版、ハングル版及び外国語版に対応する日本語版の4種類を作成しており、毎月1回データの更新をしている。

掲載内容は、各種の新着情報、生活に役立つ情報を分野別にまとめた生活情報、外国語広報紙などの主要な刊行物、日本語教室の案内、PDF版による住民票等の請求書や各課で作成した各種の印刷物、観光情報、外国語版の動画など、多岐に渡っている。

また、区公式ホームページにおいては、英語、簡体中国語、ハングルにリアルタイムで自動翻訳することのできるサービスを平成24年度に導入していた。平成17年度には携帯版「モバイル新宿区」を設け、英語により東京都の「外国語版緊急時対応マニュアル」を掲載していた。

なお、区公式ホームページでは、平成23年度に公式ツイッター、平成24年度に公式フェイスブックを開設している。

## 4 外国語等表記

ガイドラインの主要項目である外国語等表記については、情報提供を行う各



課において、ガイドラインに定める表記とするため、外部に印刷等を発注する際は契約書の仕様書に明記し、又は口頭での指示をしており、庁内で作成する場合は複数の職員でチェックし、又は多文化共生推進課に翻訳、チェック依頼等を行っていた。使用言語は、ルビ付日本語・英語・中国語・ハングルを基本とし、区施設の名称等の表記についてはガイドラインに沿っていた。

## 5 印刷物等の提供場所

待合室とプラザにおいては、4言語の看板が設置され、専用ラック等に印刷物が配置されるとともに、大型モニターが設置され外国人向けのDVDが放映されていた。

なお、外国人相談窓口のある区政情報コーナーにも相談用の印刷物が配置されていた。

## IV 監査の結果

## IV 監査の結果

### 第1 総括意見

「外国人への情報提供について」は、前回の監査結果を踏まえて今回の監査を実施したところ、ガイドライン及び要綱が整備され、これらに基づき運用されており、おおむね適正であると認められる。

しかしながら、着眼点別意見で述べる中には、ガイドラインの周知方法についてなど検討が必要なものが認められた。

今後も、より効果的、効率的に情報提供が行われることを望むものである。

### 第2 着眼点別意見

#### 1 意見を述べた改善要望事項がガイドラインに反映されているか。

平成 21 年 2 月の行政監査実施結果報告書において意見を述べた改善要望事項は、「Ⅱ 平成 20 年度行政監査における改善要望事項・区長が講じた措置・外国人への情報提供ガイドライン」(P 3～7)に記載のとおり、ガイドラインに反映されており、おおむね適切であった。

しかし、ガイドラインは、外国人への情報提供全般について体系的にまとめた 60 ページを超える報告書の形式を採っているため、ガイドラインに沿って情報提供を行う各課にとって理解しやすく活用しやすいとは言い難いところがあり、今回の監査において、各課からもポイントを絞った要約版の作成などを求める意見があったところである。

情報提供がより効果的、効率的かつ確実に実施できるよう、ガイドラインについて必要な見直しを検討されたい。

#### 2 ガイドラインに沿った運用がされているか。

ガイドラインに沿った外国人への情報提供については、おおむね適切に行われていたと認められる。

しかしながら、以下の意見のとおり、ガイドラインの周知の一部が、十分であるとは言い難いものなど検討が必要なものがあつた。

**(1) ガイドラインは全庁的に周知徹底されているか。**

ガイドラインは、策定後、これを所管する多文化共生推進課により、「外国人への情報提供に関する連絡会議」の開催等を通じて庁内に周知が図られていた。

これにより、ガイドラインの主要項目である外国語等表記については、情報提供を行う各課において、外部に印刷等を発注する場合及び庁内で作成する場合には、ガイドラインに定める表記とするための必要な対応を行っていた。

しかし、前述のとおりガイドラインについては、理解しやすく活用しやすいとは言い難いところがあり、さらに、後述のとおり報告漏れ等があるなど、ガイドラインの周知の一部が、十分であるとは言い難いところがあった。

多文化共生推進課においては、ガイドラインの周知が十分となる方法を検討されたい。

**(2) 映像による情報提供は、効果的な媒体を採用し、有効に活用しているか。**

ガイドラインでは、パンフレット等の紙媒体、DVD等の映像媒体、外国語ホームページの各種媒体の活用にあたっては、作成部数・配布（活用）場所等に留意しつつ、各課の判断により、外国人に伝えたい情報が効果的に伝わる媒体を採用することとしている。

今回の監査の対象とした年度内で、映像媒体について新たに作成されたものは1件で、住民基本台帳法の改正について、広く周知が必要であるため、平成23年度に4言語によるDVDが作成され、待合室及びプラザで放映されていた。

映像媒体については、前回の監査において意見を述べたところではあるが、常に費用対効果を意識した媒体の採用と活用を考えられたい。

**(3) 多角的な媒体による、相乗効果の発揮できる効果的な情報提供を行っているか。**

外国語ホームページへのリンクへの要請については、行われていなかったが、平成17年度には携帯版「モバイル新宿区」を設け、英語により東京都の「外国語版緊急時対応マニュアル」を掲載していた。

ガイドラインでは、関連情報機関のホームページから区の外国語ホームページへのリンクを要請する等、他の機関・団体との連携を深め、多角的な媒

体による、さらに相乗効果の発揮できる情報提供に努めていく等としており、引き続き取り組まれない。

(4) ガイドライン及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」に基づき、情報の一元化と事後チェックを行う体制は有効に機能しているか。

情報の一元化と事後チェックを行う体制については、ガイドラインにおいて基本的な事項を定め、要綱に基づき整備されていたが、以下のとおり検討を要するところが見られた。

各課で印刷物等を作成したときの多文化共生推進課への報告及びプラザ等への送付について、漏れや遅れが見受けられた。

各課は、印刷物等を作成したときは、怠ることなく、多文化共生推進課に報告するとともにプラザ等へ送付されたい。

多文化共生推進課においては、報告及び送付について、必要に応じて催促するなど検討されたい。

(5) 一元的に情報提供できる場所が設置され、多言語により案内表示されているか。

印刷物等を一元的に取り扱う場所としてプラザ及び待合室が位置付けられていた。また、それぞれ4言語の看板が設置されていた。

また、主要な刊行物で、プラザ及び待合室について、印刷物等を取り扱っていることを案内していた。

(6) 外国人に提供する印刷物等は一元的管理が行われているか。

多文化共生推進課においては、前述のとおり、報告漏れ等一部不備は見られたものの、外国語等印刷物等台帳が作成され、印刷物等の一元的管理が行われていた。

## V おわりに

## V おわりに

最後に、今後の外国人への適切な情報提供に向けて1点意見を述べる。

区公式ホームページにおいては、3言語にリアルタイムで機械により自動翻訳することのできるサービスを平成24年度に導入している。しかし、一部の表記に誤訳も見られた。

情報提供にあたっては、権利義務に関することなど重要な情報について、誤って受け取られて外国人に不利益が生じることがないように十分に配慮されたい。

## 資料



別表 1

監査委員による質問実施状況

質 問 日	質問事項	対 象 部 課
平成 25 年 7 月 5 日（金）	外国人への情報提供について  総 括	地域文化部  多文化共生推進課  戸籍住民課 文化観光課  区長室 区政情報課 広聴担当課

別表 2

分野別情報提供一覧

名称	形式	作成言語				日本語併記あり (ルビ付き含む)	作成部数 *( )内の数字は作成等を行った年度	配布場所・配布先			所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他			しんじゆく 多文化共生プラザ	本庁舎 一階待合室	その他	

① 総合的な情報

1	グラフ新宿区(本編)	冊子	○	○	○		○	(22) 20,000	○	○	区窓口	区政情報課
2	グラフ新宿区(資料編)	パンフレット	○	○	○			(22) ルビ付き日本語1,500 英語2,000 中国語1,000 ハングル1,500	○	○	区窓口	
3	平成24年度 新宿区 区民意識調査 要約版	冊子	○	○	○			(24) 英語 30 中国語30 ハングル40	○		区窓口	広聴担当課
4	自治基本条例 ハンドブック	無線とし 冊子	○	○	○			(23) 英語1,000 中国語1,000 ハングル1,000	○	○	区窓口	企画政策課
5	外国語広報紙 「しんじゆくニュース」	綴じなし 製本	○	○	○			(22)(23)(24) 発行1回につき 英語 5,000 中国語 5,000 ハングル5,000	○	○	区窓口 322か所	多文化共生 推進課
6	外国人区民のための 生活情報	冊子	○	○	○			(22)(23)(24) 英語 20,000 中国語 20,000 ハングル 20,000	○	○	区窓口 243か所	
7	新宿生活スタートブック	冊子	○	○	○		○	(23) 10,000	○	○	区窓口	

② 医療や健康に関する情報

8	健(検)診受診勧奨チラシ(外国語版)	チラシ	○	○	○			(24) 英語 2,000 中国語 4,500 ハングル3,000			区窓口 郵送	健康推進課
9	外国語併記 母子健康手帳	冊子	○	○	○	タイ語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語	○	(22) 英語110 中国語20 ハングル20 タイ語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語各5 (23) 英語170 中国語140 ハングル200 タイ語20 スペイン語40 インドネシア語・ポルトガル語・タガログ語 各10			区窓口	
10	保険料減額チラシ	チラシ	○	○	○			(24) 英語 2,000 中国語 2,000 ハングル2,000			区窓口	医療保険年金課
11	国民健康保険のご案内	冊子	○	○	○		○	(22) (23) (24) 英語 2,000 2,000 1,400 中国語 4,000 4,500 2,100 ハングル 3,500 3,000 2,100			区窓口	
12	「4階の医療保険年金課国保資格係に行ってください」チラシ	チラシ	○	○	○		○	(24) 2,000			区窓口	
13	ひよとして結核?! 結核についてもっと知りたいあなたへ	パンフレット	○	○	○		○	(22)(23)(24) 英語 500 中国語 500 ハングル 500			説明会時	保健予防課

名 称	形 式	作 成 言 語				日本語併記あり (ルビ付き含む)	作成部数 *( )内の数字は作成等 を行った年度	配 布 場 所 ・ 配 布 先			所 属
		英 語	中 国 語 (簡体字)	ハ ン グ ル (韓国語)	そ の 他			しんじゅく 多文化共生プラザ	本庁舎一階待合室	そ の 他	

③ 防災や地震に関する情報

④ 福祉に関する情報

14	平成24年度版 「外国語版介護保険べ んり帳」	冊子	○	○	○	○	(23) 英語・中国語・ハングル 各1,000	○	○	区窓口	介護保険課
----	-------------------------------	----	---	---	---	---	-------------------------------	---	---	-----	-------

⑤ 税金・年金に関する情報

15	東京23区の住民税	冊子	○	○	○	○	(22)(23)(24) 300	○	○	区窓口	税務課
----	-----------	----	---	---	---	---	---------------------	---	---	-----	-----

⑥ ごみの出し方やリサイクル方法などの生活に関する情報

16	年末年始ごみ収集 のお知らせ	チラシ	○	○	○	○	(22)(23)(24) 日本語・英語・中国語・ハング ル併記 1,500	○	○	区窓口	新宿清掃事 務所
17	資源ごみの分け方・出 し方	チラシ	○	○	○	○	(22) (23) (24) 英語 6,000 8,000 中国語 10,000 10,000 ハングル 13,000 11,000	○	○	区窓口	
18	資源ごみの分け方・出 し方	冊子	○	○	○	○	(22) (23)(24) 英語 5,000 8,000 中国語 10,000 10,000 ハングル 13,000 11,000	○	○	区窓口	
19	事業系の資源・ごみの 出し方	チラシ	○	○	○	○	(22) 英語 3,000 中国語 6,000 ハングル 8,000	○	○	区窓口	
20	大久保・百人町地区収 集回数変更のお知らせ	チラシ	○	○	○	○	(22) 英語 2,000 中国語 8,000 ハングル 8,000	○	○	区窓口	
21	乾電池回収のお知ら せ・スプレー缶・カセッ トボンベ	チラシ	○	○	○	○	(22) 英語 6,000 中国語 6,000 ハングル 6,000	○	○	区窓口 住民説明	
22	粗大ごみ申込み・容器 包装プラスチック 粗大ごみ申込み・スプ レー缶・カセットボンベ	チラシ	○	○	○	○	(23)(24) 英語 5,000 中国語 5,000 ハングル 5,000	○	○	区窓口 住民説明	

⑦ 子育て・教育に関する情報

23	新宿はっぴー 子育てガイド	冊子	○	○	○	○	(22) 英語 1,500 中国語 1,500 ハングル 1,500	○	○	区窓口 母子手帳 交付時	子ども家庭課
24	保育園のしおり	綴じなし 製本	○	○	○	○	(22)(23) (24) 英語 60 70 中国語 60 60 ハングル 70 60			保育園保 護者	保育課
25	大久保小学校 放課後子どもひろば パンフレット	パンフレッ ト	○	○	○	○	(23)(24) 英語30 中国語30 ハングル30 タガログ語30			大久保小 学校在校 生保護者	子ども総合セ ンター
26	知っておきたい子ども の病気とケガ(子育て 地域医療ハンドブック)	パンフレッ ト	○	○	○	○	(22) 英語 1,000 中国語 1,000 ハングル1,000			新生児訪 問時等	西新宿保健 センター
27	小・中学校への入学案 内	リーフレッ ト	○	○	○	○	(22)(23)(24) 450			保護者 幼稚園等	学校運営課
28	新宿区立の小・中学校	リーフレッ ト	○	○	○	○	(22)(23)(24) 必要数を印刷			保護者 幼稚園等	

	名称	形式	作成言語				日本語併記あり (ルビ付き含む)	作成部数 *( )内の数字は作成等 を行った年度	配布場所・配布先			所属	
			英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他			しんぶん文化共生プラザ	本庁舎一階待合室	その他		
29	区立幼稚園園児募集案内	パンフレット	○	○	○			(22)(23)(24) 100				特出幼稚園	学校運営課
30	私立幼稚園等保護者補助金	チラシ	○	○	○			(23)(24) 420				特出私立幼稚園等	

⑧ 観光

31	中村彝アトリエ記念館	リーフレット	○	○	○			(24) 英語 1,000 中国語 1,000 ハングル 1,000				アトリエ記念館	文化観光課
32	佐伯祐三アトリエ記念館	リーフレット	○	○	○			(22) 英語 1,000 中国語 1,000 ハングル 1,000				アトリエ記念館	

⑨ 環境

33	多言語禁煙ステッカー	ステッカー	○	○	○		○	(24) 100				希望者	健康推進課
34	地域ねこ対策外国語版リーフレット	リーフレット	○	○	○		○	(24) 英語 500 中国語 500 ハングル 500	○	○		区窓口	衛生課
35	ボイ捨て禁止ポスター(A2)	ポスター	○	○	○		○	(23) 500				区窓口 町会 商店会	生活環境課
36	ボイ捨て禁止ポスター(A3)	ポスター	○	○	○		○	(23) 2,000				区窓口 町会 商店会	
37	路上喫煙禁止ポスター(A1)	ポスター	○	○	○		○	(22) 400				区窓口 町会 商店会	
38	路上喫煙禁止ポスター(A2)	ポスター	○	○	○		○	(22) 1,000 (23) 1,000				区窓口 町会 商店会	
39	路上喫煙禁止ポスター(A3)	ポスター	○	○	○		○	(22) 2,000 (23) 3,000 (24) 2,000				区窓口 町会 商店会	
40	路上喫煙禁止ポスター(A4)	ポスター	○	○	○		○	(23) 1,000 (24) 2,000				区窓口 町会 商店会	
41	路上喫煙禁止ポスター(韓国語A3)	ポスター	○	○	○		○	(23) 500 (24) 500				区窓口 町会 商店会	
42	路上喫煙禁止ポスター(韓国語A4)	ポスター	○	○	○		○	(23) 500 (24) 1,000				区窓口 町会 商店会	

⑩ その他

43	庁舎総合案内	チラシ	○	○	○			(22)(23)(24) 英語500 中国語500 ハングル500	○	○		区窓口	総務課
44	外国人の方に関する登録制度が変わります	DVD	○	○	○		○	(23) 20	○	○		プラザ・待合室で放映 ホームページ	戸籍住民課
45	外国人の方に関する登録制度が変わります	パンフレット	○	○	○		○	(23) 30,000 (24) 55,000	○	○		区窓口 個別郵送	
46	「仮住民票記載事項通知書」の見方について	綴じなし製本	○	○	○		○	(24) 37,000				個別郵送	
47	外国人登録から住民票に移行されない外国人の方へ(お知らせ)	綴じなし製本	○	○	○		○	(24) 4,000				個別郵送	
48	住民異動届	届出書	○	○	○		○	(24) 日本語・英語併記 57,000 中国語・ハングル併記11,000				区窓口	
49	住民票等の請求書	請求書	○	○	○		○	(24) 日本語・英語併記 83,000 中国語・ハングル併記10,500				区窓口	

名 称	形 式	作 成 言 語				日本語併記あり (ルビ付き含む)	作成部数 *( )内の数字は作成等 を行った年度	配 布 場 所 ・ 配 布 先			所 属
		英 語	中 国 語 (簡 体 字)	ハ ン グ ル (韓 国 語)	そ の 他			し ん じ ゆ く	本 庁 舎 一 階 待 合 室	そ の 他	
50	転出される方へ	チラシ	○	○	○		(24) 英 語 6,000 中国語 7,500 ハングル 7,500			区窓口	戸籍住民課
51	職権修正処理書	ラミネート加工の見本	○	○	○	○	(24) 英 語23 中国語23 ハングル23			区窓口	
52	届出期間経過通知書	ラミネート加工の見本	○	○	○	○	(24) 英 語23 中国語23 ハングル23			区窓口	
53	転出届(郵送用)新宿⇒区外	届出書の訳文	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
54	転出届(郵送用)区外⇒新宿	届出書の訳文	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
55	印鑑登録申請書	ラミネート加工の見本	○	○	○		(24) 英 語 23 中国語 23 ハングル23			区窓口	
56	印鑑登録証明書交付申請書	ラミネート加工の見本	○	○	○		(24) 英 語 23 中国語 23 ハングル 23			区窓口	
57	印鑑登録廃止等申請書	ラミネート加工の見本	○	○	○		(24) 英 語 23 中国語 23 ハングル23			区窓口	
58	印鑑登録者の皆様へ	チラシ	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
59	印鑑の登録についてのお知らせ	チラシ	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
60	印鑑登録のしかた	チラシ	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
61	印鑑登録照会書	照会書の訳文	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
62	自動交付機を利用される方へ	チラシ	○	○	○		(24) 英 語 7,000 中国語 8,500 ハングル 8,500			区窓口	
63	住民票の写しと印鑑登録証明書が自動交付機で取れます	チラシ	○	○	○		(24) 英 語 6,000 中国語 7,000 ハングル 7,000			区窓口	
64	自動交付機利用登録・利用カード変更等申請書	ラミネート加工の見本	○	○	○		(24) 英語23 中国語23 ハングル23			区窓口	
65	自動交付機照会書	照会書の訳文	○	○	○		(24) 必要に応じ印刷			区窓口	
66	新宿W/バスルートガイドマップ	リーフレット	○	○	○	○	(22) 50,000 (23) 20,000 (24) 10,000	○	○	区窓口 観光案内所	交通対策課
67	自転車安全利用五則	チラシ	○	○	○	○	(23) 20,000 (24) 20,000	○	○	区窓口 イベント	
68	新宿区立図書館利用案内(大人)	リーフレット	○	○	○		(22) 3,000 (23)(24) 6,000	○	○	区窓口	中央図書館
69	新宿区立図書館利用案内(子ども)	リーフレット	○	○	○		(22) 1,500	○	○	区窓口	
70	貸出点数等変更周知ポスター	ポスター	○	○	○	○	(24) 22			区窓口	

\* 配布場所・配布先のその他に記載している「区窓口」については、所管部署の窓口等を表すが、  
刊行物の内容により特記すべき配布場所については、記載を行っている。

参考(1)

1 人口の推移

各年1月1日現在 (人)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
		1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2013年
人口総数		334,977	312,140	285,437	285,197	301,868	317,355	(注1) 321,172
住民基本台帳人口		325,442	295,437	266,622	263,417	273,596	282,144	(注2) 287,598
外国人登録人口 (外国人人口)		9,535	16,703	18,815	21,780	28,272	35,211	(注3) 33,574
外国人登録 (外国人住民) 人口内訳	中国	2,730	6,312	6,583	6,764	9,289	11,314	12,775
	韓国又は朝鮮	4,315	7,079	7,550	8,928	11,384	14,332	12,255
	ネパール	3	0	24	63	115	819	1,202
	ミャンマー	(注4) ※11	85	636	707	831	1,274	1,035
	フランス	222	398	429	661	880	1,128	848
	米国	637	618	612	658	722	905	834
	タイ	108	148	289	383	593	716	676
	フィリピン	197	545	790	702	796	924	657
	その他	1,312	1,518	1,902	2,914	3,662	3,799	3,292

平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、「住民基本台帳の一部を改正する法律」が施行された。

- (注1) 平成25年の「人口総数」の数字は、住民基本台帳の日本人人口及び外国人人口の合計である。
- (注2) 平成25年の「住民基本台帳人口」の数字は、日本人人口である。
- (注3) 平成25年の「外国人登録人口(外国人人口)」は、住民基本台帳の外国人人口である。

- (注4) ※印はビルマ

参考(2)

2 国籍別一覽表

平成25年1月1日現在 (人)

NO	国名	男	女	計	NO	国名	男	女	計
1	中国	5,631	7,144	12,775	62	キューバ	3	2	5
2	韓国又は朝鮮	5,685	6,570	12,255	63	ギリシャ	4	1	5
3	ネパール	823	379	1,202	64	レバノン	3	2	5
4	ミャンマー	551	484	1,035	65	ラトビア	4	1	5
5	フランス	516	332	848	66	セルビア	3	2	5
6	米国	566	268	834	67	コンゴ民主共和国	3	1	4
7	タイ	252	424	676	68	エストニア	0	4	4
8	フィリピン	136	521	657	69	ルクセンブルク	3	1	4
9	ベトナム	241	177	418	70	リトアニア	2	2	4
10	英国	281	103	384	71	マダガスカル	1	3	4
11	インド	183	46	229	72	南アフリカ共和国	3	1	4
12	カナダ	150	47	197	73	ベネズエラ	2	2	4
13	オーストラリア	99	49	148	74	無国籍	4	0	4
14	ドイツ	82	61	143	75	スロバキア	1	3	4
15	ブラジル	81	57	138	76	カメルーン	1	2	3
16	ロシア	33	104	137	77	ドミニカ共和国	2	1	3
17	バングラデシュ	119	12	131	78	ギニア	2	1	3
18	マレーシア	52	48	100	79	カザフスタン	2	1	3
19	インドネシア	32	53	85	80	セネガル	3	0	3
20	イタリア	54	26	80	81	シリア	2	1	3
21	スペイン	52	28	80	82	ウガンダ	1	2	3
22	モンゴル	22	46	68	83	スロベニア	1	2	3
23	スウェーデン	48	15	63	84	ブルネイ	0	2	2
24	シンガポール	23	29	52	85	ベラルーシ	0	2	2
25	ニュージーランド	31	10	41	86	コートジボワール	1	1	2
26	サウジアラビア	39	1	40	87	ジャマイカ	2	0	2
27	トルコ	35	5	40	88	ケニア	0	2	2
28	スイス	22	14	36	89	キルギス	0	2	2
29	ベルギー	18	16	34	90	ニカラグア	1	1	2
30	コロンビア	14	20	34	91	スーダン	2	0	2
31	パキスタン	29	4	33	92	タンザニア	1	1	2
32	スリランカ	24	4	28	93	イエメン	1	1	2
33	メキシコ	14	12	26	94	アフガニスタン	0	1	1
34	イラン	22	3	25	95	ブータン	0	1	1
35	アルゼンチン	11	11	22	96	ボツワナ	0	1	1
36	アイルランド	19	2	21	97	キプロス	1	0	1
37	オランダ	18	3	21	98	ベナン	1	0	1
38	ナイジェリア	20	0	20	99	エチオピア	1	0	1
39	ペルー	17	2	19	100	フィジー	1	0	1
40	ウズベキスタン	9	10	19	101	グアテマラ	1	0	1
41	カンボジア	9	8	17	102	ハイチ	0	1	1
42	デンマーク	8	8	16	103	イラク	1	0	1
43	ポルトガル	10	5	15	104	リビア	1	0	1
44	ウクライナ	4	11	15	105	モロッコ	1	0	1
45	ルーマニア	4	10	14	106	モルディブ	1	0	1
46	オーストリア	10	3	13	107	モリシヤス	1	0	1
47	ブルガリア	3	8	11	108	モルドバ	1	0	1
48	フィンランド	4	7	11	109	パプアニューギニア	1	0	1
49	チュニジア	6	5	11	110	カタール	1	0	1
50	チェコ	4	6	10	111	ルワンダ	1	0	1
51	ノルウェー	7	3	10	112	トーゴ	1	0	1
52	チリ	6	3	9	113	トリニダード・トバゴ	1	0	1
53	イスラエル	5	4	9	114	タジキスタン	1	0	1
54	ポーランド	5	4	9	115	ウルグアイ	1	0	1
55	アラブ首長国連邦	5	3	8	116	ジンバブエ	0	1	1
56	ガーナ	7	1	8	117	アルメニア	0	1	1
57	ハンガリー	4	4	8	118	アゼルバイジャン	0	1	1
58	ラオス	3	5	8	119	パレスチナ	1	0	1
59	エジプト	5	2	7		その他(出生等)	17	11	28
60	ボリビア	2	4	6					
61	クロアチア	3	3	6					
	合計	16,262	17,312	33,574					

参考(3)

### 3 在留資格別人口推移

各年1月1日現在 (人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
	1995年	2000年	2005年	2010年	2013年
投資・経営	220	332	412	720	928
技術	124	276	454	933	934
人文知識・国際業務	918	1,267	1,676	2,816	3,085
企業内転勤	398	455	608	697	577
興行	573	450	398	284	45
技能	219	403	439	1,303	1,424
短期滞在	1,190	1,971	1,837	1,125	0
留学	2,954	2,774	4,805	5,615	9,329
就学	2,910	2,899	3,389	4,138	0
家族滞在	2,208	2,798	3,452	4,512	4,478
永住者	755	1,033	2,486	4,724	5,860
特別永住者	1,738	1,699	1,560	1,519	1,565
日本人の配偶者等	2,272	2,264	2,266	2,040	1,572
定住者	791	1,080	1,204	1,433	1,460
その他の在留資格	1,545	1,238	1,652	2,595	2,317
在留の資格なし		841	1,634	757	0
合計	18,815	21,780	28,272	35,211	33,574



印刷物作成番号  
2013-3-5101

平成25年度  
行政監査結果報告書 外国人への情報提供について

平成25年9月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により350部印刷製本しています。その経費として、1部あたり207円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。